

朱書きを参考に記入してください

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
[\[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf\]](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf)



別記様式第 1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書						
○○年 ○○月 ○○日						
○○市○○消防署長 殿						
届出者						
住所 ○○市○○町○○○-○○						
氏名 消防太郎 ㊟						
電話番号 ○○○○-○○-○○○○						
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。 記						
消防対象物	所在地	○○市○○町○○○-○○				
	名称	○○○飯店				
	用途	飲食店				
	構造・規模	木造 地上 ○階 地下 ○階 床面積 ○○○ m ² 延べ面積 ○○○ m ²				
点検期間	○○年○○月から○○年○○月まで (年 月から 年 月まで)					
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等	消火器					
点検票	別添のとおり					
点検者	住所	○○市○○町○○○-○○	社名	○○○飯店		
	氏名	消防太郎	電話番号	○○○○-○○-○○○○		
	点検資格	消防設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況
			甲・乙種類	都道府県	年月日	受講地
	点検資格者	消防設備点検資格者	種類	特・第1・第2種	年月日	再講習受講状況
					第 号	受講年月
※受付欄		※経過欄		※備考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 点検者が複数の場合は、別記様式第3に記入し、添付すること。
 - 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
 - ※印欄は、記入しないこと。
 - 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（ ）へ記入すること。
 - 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。

朱書きを参考に記入してください



点検報告書はこちらからダウンロードできます。
 【http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf】

別記様式第1

(その1)

消火器具点検票										
名称	〇〇〇飯店					防火管理者				㊟
所在	〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇					立会者	消防太郎			㊟
点検種別	機器点検		点検年月日	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日						
点検者	資格番号	点検者所属会社		社名	〇〇〇飯店 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇					
	氏名			住所	〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇					
点検項目		点検結果				判定	不良内容	措置内容		
		消火器の種別								
		A	B	C	D	E	F	A: 粉末消火器 C: 強化液消火器		
機器点検										
A B C 状況	設置場所	1		○				1	通行障害	位置変更
	設置間隔	1		○				1	歩行距離オーバー	位置変更
	適応性	○						○		
	耐震措置									
①	表示・D標識	○		○				○		
②	本体容器	○		○				○		
③	安全栓の封	○		○				○		
④	安全栓	○		○				○		
⑤	使用済みの表示装置	○		○				○		
⑥	押し金具・レバー等	○		○				○		
⑦	キャップ	○		○				○		
⑧	ホース	○		○				○		
⑨	ノズル・ホーン・ノズル栓	○		○				○		
⑩	指示圧力計	○		○				○		
外形	圧力調整器									
	安全弁									
	保持装置									
	車輪(車載式)									
	ガス導入管(車載式)									

粉末消火器はA列に記入する

正常: ○
不良: 本数

①～⑩のうち、一つでも不良となる場合は、買替え等が必要となります。

◀ A～D
P4
参照

◀ ①～⑥
P1,P2
参照

◀ ⑦～⑩
P3
参照

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

Q & A


Q 報告書の書式はどこで貰えるの？
提出先はどこ？

A 報告書の入手方法についてはお近くの消防機関にお問い合わせください。

報告書の提出先は消防機関となりますので、詳しくはお近くの消防機関にお問い合わせください。

◆報告書は下記URL・QRコードからもダウンロードできます。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf



Q 報告をしないと罰則はある？

A 報告をしない者、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられます。

Q 消火器を廃棄するにはどうすればいい？

A 引き取りを行っている特定窓口は、主に消火器の販売代理店や防災・防犯事業者が担っています。

インターネットにて『消火器リサイクル窓口』を検索してください。

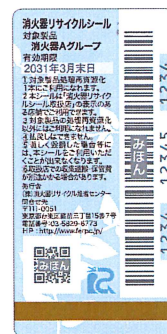
リサイクルシールが貼付された消火器は、既にリサイクル料が支払われております。

Q 消火器の点検・報告の時期は？

A 機器点検 6カ月ごと
報告期間 1年に1回 (特定用途…飲食店など)
3年に1回 (非特定用途…共同住宅など)

Q 消火器を買替えば、点検結果を報告しなくてもいい？

A 点検と報告は必要となります。



リサイクルシール

「消火器点検アプリ」を提供していますのでご利用ください。

ダウンロードはこちらから
【http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/syokaki_tenken_app.html】



お問い合わせ先